

■ 相続登記とは

相続登記はお済みですか？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人に変更する手続きのことです。令和6年4月1日から相続登記が義務化されています。



Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

